

新旧対照表（抄）

○ 中央区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成五年七月中央区条例第十八号）

新		旧	
別表第2（第3条―第12条の2関係） 1の表から15の表まで（略） 16 東京都市計画晴海地区地区整備計画		別表第2（第3条―第12条の2関係） 1の表から15の表まで（略） 16 東京都市計画晴海地区地区整備計画	
第2―1街区の部から第4―1街区の部まで（略）		第2―1街区の部から第4―1街区の部まで（略）	
第4―2街区	建築してはならない建築物	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる営業の用に供する建築物	
		2 法別表第2（へ）項に掲げる建築物	
	建築物の容積率の最高限度	10分の40	
	建築物の容積率の最低限度		
	建築物の建蔽率の最高限度		
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000平方メートル	
	建築物の建築面積の最低限度		
	壁面の位置	計画図に示す壁面線の位置の数値。ただし、次に掲げる建築物に	

新		旧	
	については、この限りでない。 1 公共用歩廊その他これに類するもの 2 歩行者の安全性を確保するために必要な上家、ひさしその他これらに類するもの 3 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもののうち、公益上必要なもの 建築物の高さの 最高限度 建築物の高さの 最低限度 建築することが できる建築物の 形態又は意匠 垣又は柵の構造 の制限 建築物の建築の 限界		
第5－1街区の一部から第5－10街区の一部まで (略) 備考 (略) 17の表から26の表まで (略) 附 則 この条例は、公布の日から施行する。		第5－1街区の一部から第5－10街区の一部まで (略) 備考 (略) 17の表から26の表まで (略)	